

第5回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第5回宮古市農業委員会総会議事録

令和3年9月22日、第5回総会はシートピアなあどに招集された。

1. 開会日時 令和3年9月22日(水)午後2時30分
2. 閉会日時 令和3年9月22日(水)午後3時05分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員
9番 阿部 剛夫 委員		

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 3名)

1番 高森 昭夫 委員 6番 福士 永輝 委員 10番 飛澤 教男 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について

— 午後2時30分 開会 —

議 長
(阿部 剛夫
職務代理者)

定刻となりました。
本日は、1 番高森昭夫委員、6 番福士永輝委員、10 番飛澤会長から欠席の連絡がございました。
現在、委員 10 名中 7 名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 5 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。
次に、「宮古市農業委員会憲章 5 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章 5 番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議 長

ありがとうございました。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員には 2 番古舘委員と 3 番竹野委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議 長
(報告第 1 号)

次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の 1 ページをお開き願います。
(議案書の報告第 1 号を朗読)
今月の受理件数は 7 件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はございません。9 月分届出合計を読み上げて報告といたします。
4 ページをお開き願います。
(議案書を朗読して報告)
以上で報告を終わります。

議 長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第 1 号)

ないようですので次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の5ページをご覧願います。
(議案書の議案第1号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1をご用意願います。
(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー1をご覧願います。
令和3年9月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の農地で第3種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で第一種住居地域でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、農振地域外で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。
以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。ただ今事務局の説明のとおりと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、議案第1号の審議を終了いたしました。
これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成でございます。よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

議長
(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご覧ください。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2をご覧ください。

令和3年9月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の畠山委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、田老字片巻の3筆は農用地区域外で駅から300m以内の農地でございますので第3種農地に該当いたしますが、田老字上撰待は農用地区域内の農地でございます。(2)から(7)までは転用許可基準からみていずれも適当確実と認められるものでございます。(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、田老字上撰待については農振農用地でございます。田老字片巻の3筆については農振地域内でございますが農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。ただ今の事務局の説明のとおりを確認してまいりました。よろしくご審議ください。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

去石委員、どうぞ。

7番去石委員

7番去石です。3番2の両側が開いているのはどういうわけでしょう。

議長

中屋次長。

中屋次長

申し訳ありません。そこまでは確認していないのですが、この部分は借りなかったのかなと思います。

議長	<p>去石委員、よろしいですか。 他に質疑がないようですので、議案第2号の審議が終了いたしました。 これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (議案第3号)	<p>全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>(議案書の議案第3号を朗読)</p> <p>付議番号1番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー3をご用意願います。</p> <p>(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)</p> <p>資料のナンバー3をご覧願います。</p> <p>令和3年9月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。</p> <p>調査書の1適用外証明の範囲の(1)天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3調査意見でございますが、すみません、ここは間違っておりました。1適用外証明の範囲が(4)ではなく(1)でございました。(1)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。</p> <p>なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。</p>
4番山崎委員	<p>4番山崎です。ただ今の事務局の説明のとおりだと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。</p> <p>次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>

中屋次長 付議番号 2 番についてご説明いたします。所在図は 4 ページ、資料のナンバー 3 - 2 をご用意願います。
(議案第 3 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー 3 の 2 をご覧願います。
令和 3 年 9 月 14 日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。
調査書の 1 適用外証明の範囲でございますが、(1) 天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難と認められるもの、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見でございますが、申し訳ありません、ここも間違いがございます。1 適用外証明願の(4)ではなく(1)に該当し、付議番号 2 番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。

議 長 次に、月当番の 4 番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4 番山崎委員 4 番山崎です。ただ今の事務局の説明のとおりと見てきました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、付議番号 2 番の審議を終わります。
次に、付議番号 3 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 議案書の 8 ページをお開き願います。
付議番号 3 番についてご説明いたします。所在図は 5 ページ、資料のナンバー 3 - 3 をご用意願います。
(議案第 3 号付議番号 3 番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー 3 - 3 をご覧願います。
令和 3 年 9 月 14 日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。
調査書の 1 適用外証明の範囲でございますが(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項欄でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 3 番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございませ

た。
説明は以上でございます。

議 長 次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員 4番山崎です。ただ今、事務局の説明のとおりを確認してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。
次に、付議番号4番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 付議番号4番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー3-4をご覧ください。

(議案第3号付議番号4番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3-4をご覧ください。

令和3年9月14日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号4番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長 次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員 4番山崎です。ただ今の事務局の説明のとおりを確認してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑がないようですので、付議番号 4 番の審議を終わります。
以上で議案第 3 号の審議を終了いたしました。
これより、議案第 3 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)
- 議長 全員賛成であります。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。
(議案第 4 号) 次に、議案第 4 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願います。藤原主査。
- 藤原主査 議案書の 9 ページをお開ください。
(議案第 4 号及び議案第 4 号付議番号 1 番から 2 番を議案書の朗読により説明)
- 議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、議案第 4 号の審議を終了いたしました。
これより、議案第 4 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)
- 議長 全員賛成であります。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。
(議案第 5 号) 次に、議案第 5 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。
事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の 10 ページをお開き願います。
(議案第 5 号を議案書の朗読により説明)
付議番号 1 番から 20 番までございます。個々の案件については、説明を省略させていただきます。
農地利用状況調査によって、農地に復元することが困難と認められた土地でございます。議決をいただいたうえで所有者へ非農地である旨の通知を送いたします。

合計を申し上げます。11 ページをご覧ください。
(議案書の合計を朗読)
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので、議案第 5 号の審議を終了しました。
これより、議案第 5 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の審議
について」を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願
います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしまし
た。

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第 5 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後 3 時 5 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員
会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員

|